

単価契約仕様書

環境政策局循環型社会推進部まち美化推進課

(担当 玉垣、檜村 電話 075-222-3953)

件 名	(単価契約) 京都市し尿前処理施設貯留槽内汚泥処分業務委託
予 定 数 量	80 t
契 約 期 間	令和9年4月1日 ～ 令和10年3月31日
契 約 条 件	1 業務名 京都市し尿前処理施設貯留槽内汚泥処分業務 2 実施場所 京都市し尿前処理施設 (京都市南区西九条森本町83番地1) 3 実施日 令和9年度中に4回を予定 ※土曜日又は日曜日(両日の可能性あり)で実施 (日程については、協議のうえ決定する。) 4 予定数量 80 t/年 (予定数量は、予測によるものであり、本市の都合により増減する。大幅な増減があっても、本市は何ら補償しない。) 5 業務の概要 (1) 業務目的 本業務では、し尿及び浄化槽汚泥を受け入れる貯留槽内に滞積する汚泥を複数回除去することにより、処理業務を円滑にするために行うものである。 (2) 基本事項 作業の実施に当たっては、酸素欠乏症等防止規則等労働安全衛生法に基づき、事故防止のため作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を受託者の責任において行うこと。 (3) 業務内容 ア 貯留槽内に沈殿する汚泥を受注者の所有する強力吸引車等で除去し、除去後、流水により槽内壁面・床面の洗浄まで行うこと。 イ 除去・清掃後の汚泥の運搬、処理、処分までの一切については、受注者の責任において行うこととし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令等を遵守すること。

	ウ 槽内作業は、上記の基本事項にのっとり、第2種酸素欠乏作業に係る安全、危険防止対策を行うこと。 エ 業務実施に当たって、関係機関等への諸手続を要する場合、その手続及び費用についての一切は受注者の負担において行うこと。 オ 作業に要する電気、水道代は発注者が負担する。 カ 第2種酸素欠乏危険作業主任者の免許の写しを事前に提出すること。主任者が変更になった場合、速やかに届け出ること。 6 委託料の支払い 受注者は、業務を行うごとに請求を行い、発注者は、受注者から正当な請求書を受理してから30日以内に支払うものとする。 7 提出書類 以下の書類を、作業完了日の翌日から30日以内に提出すること。 (1) 作業報告書 (日時の入った汚泥の除去・清掃等の施行写真等) (2) 完了届 8 その他 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、受注者と発注者の間で協議を行うものとする。
--	---

注 本仕様について不明な点がある場合は、発注者の指示に従ってください。